

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

## 1 現状

職種毎の人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公 務 員					民 間			参考 A / B
	職員数	平均 年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	8人	43.9歳	311,750 円	348,916 円	339,048 円	-	-	- 円	-
自 動 車 運 転 手	2人	40.2歳	302,134 円	393,302 円	340,817 円	自家用自動車 運転者	52.8歳	250,300 円	1.57
用 務 員	3人	36.6歳	261,268 円	290,765 円	294,807 円	用務員	53.9歳	227,200 円	1.28
学 校 給 食 員	3人	53.6歳	368,643 円	377,477 円	382,110 円	調理士	40.4歳	242,100 円	1.56
山形県	-	42.1歳	324,200 円	361,700 円	348,200 円	-	-	- 円	-

- 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3カ年平均)
- 5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
全 体	人	人	1人	人	人	2人	1人	1人	人	3人	人	人	8人
自 動 車 運 転 手						1	1						2
用 務 員			1			1		1					3
学 校 給 食 員										3			3

その他給与に関する事項

### ア 給料表の状況

平成18年4月には、国の給与構造見直しに伴い給料水準を1.2%引き下げました。しかしながら、平成19年7月に総務省が公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」(上記データ)と比較すると、当町の技能労務職員の給与は高いものとなっています。

当町の技能労務職員の給料表は、国家公務員行政職俸給表(一)の1級から4級までの98%の額となっています。

### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当 支給していません。

### ウ 昇給基準

毎年1月1日における前1年間の勤務成績に応じて、4号級(55歳を超える場合は2号級)を標準として昇給させています。

## 2 基本的な考え方

基本的には、退職者不補充とし、必要な業務についてはその職務性や内容を踏まえ、民間委託や臨時的任用で対応を検討していきます。

給与面については、国、県、近隣市町の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていきます。

## 3 具体的な取組内容

### 定員について

基本的に退職者不補充とし、今後数年はこれを継続します。

### 給与について

当面は現行の給料表を踏襲するが、同一又は類似の職種の地域民間給与をより適切に反映するとともに、近隣市町との均衡を図りながら適宜改正等の判断をしていきます。

### 昇給の在り方

今後は、全職種を対象とした人事考課制度を導入し、評価に応じた昇給制度の導入を検討していきます。

### 民間委託の推進

年度ごとの退職者数を注視しながら、また技能労務職員の現場の状況を精査し、民間に委ねることができる業務については、民間活力の導入を検討していきます。